

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
法 務 ・ 法 人 局  
法 制 文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

## 道企業管理規程

○北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程…………… 1

## 道病院事業管理規程

○北海道病院事業条例施行規程の一部を改正する規程…………… 1

○北海道道立病院局組織規程の一部を改正する規程…………… 2

○北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程…………… 2

## 道立病院局告示

○北海道病院事業の業務に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の名称及び位置並びにその店舗において取り扱わせる事務の範囲…………… 5

## 道公安委員会告示

○北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程…………… 6

## 道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告（2件）…………… 7

○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）…………… 9

## 道方面公安委員会告示

○北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程…………… 10

○北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程…………… 11

○北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程…………… 12

○北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程…………… 13

## 道 企 業 管 理 規 程

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

北海道公営企業管理者 浦 本 元 人

### 北海道企業管理規程第6号

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程

北海道企業職員給与規程（平成21年北海道企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第3条関係）を次のように改める。

行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任の職務
4級	1 主査又は係長の職務 2 専門主任の職務
5級	1 特に困難な業務を処理する主査又は係長の職務 2 工業用水道管理事務所の次長の職務
6級	1 主幹の職務 2 工業用水道管理事務所の所長の職務 3 発電管理事務所の次長の職務
7級	1 課長、担当課長又は室長の職務 2 発電管理事務所の所長の職務
8級	特に困難な業務を処理する課長の職務
9級	局長又は局次長の職務

## 附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から適用する。

（職務の級に関する経過措置）

2 平成31年4月1日（以下「新基準適用日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、新基準適用日においてその者が属する職務の級が新基準適用日の前日において属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）より下位の職務の級となるものは、新基準適用日後最初に旧級又は旧級より上位の職務の級に分類される職務を行うこととなる日の前日までの間、改正後の北海道企業職員給与規程第3条第3項の規定にかかわらず、旧級に属するものとする。ただし、新基準適用日以後に北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の4の規定により降格された職員その他の任命権者により職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更された職員については、当該変更の日以後においては、この限りでない。

## 道 病 院 事 業 管 理 規 程

北海道病院事業条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年3月29日

北海道病院事業管理規程第3号

北海道病院事業条例施行規程の一部を改正する規程

第1条 北海道病院事業条例施行規程（平成29年北海道病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表使用料の部婦人科検診料（子宮・卵巣がん）の項の次に次のように加える。

胃がんリスク検診料	1人につき2,940円
-----------	-------------

第2条 北海道病院事業条例施行規程の一部を次のように改正する。

第3条中「第9条」を「第8条」に、「第12条」を「第11条」に改める。

第7条を削る。

第8条第1項中「第11条」を「第10条」に改め、同項の表使用料の部衛生材料の項中「第12条」を「第11条」に改め、同部おむつ、肌着等貸付料の項中「640円」を「660円」に改め、同部紙おむつ料及び肌着等貸付料の項中「640円」を「660円」に改め、同部新生児保育料の項中「8,640円」を「8,800円」に、「6,040円」を「6,160円」に改め、同部一般健康診断料の項中「12,850円」を「13,090円」に改め、同部人間ドック検診料の項中「32,400円」を「33,000円」に改め、同部脳検診料の項中「18,680円」を「19,030円」に改め、同部肺がん検診料の項中「1,400円」を「1,430円」に改め、同部婦人科検診料（子宮・卵巣がん）の項中「10,260円」を「10,450円」に改め、同部胃がんリスク検診料の項中「2,940円」を「3,000円」に改め、同部死体検案料の項中「3,990円」を「4,070円」に改め、同部子宮内避妊器具の挿入及び除去料の項中「55,180円」を「56,210円」に、「21,380円」を「21,780円」に改め、同部予防接種料の項中「3,500円」を「3,560円」に、「3,240円」を「3,300円」に改め、同部配偶者間人工授精（AIH）料の項中「4,260円」を「4,340円」に改め、同部乳房マッサージ料の項中「2,160円」を「2,200円」に改め、同部特別病室使用料の項中「5,400円」を「5,500円」に改め、同部特別長期入院料の項中「2,160円」を「2,200円」に改め、同表手数料の部文書料の項中「4,320円」を「4,400円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「2,160円」を「2,200円」に、同部レントゲン複写料の項中「750円」を「770円」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「第12条」を「第11条」に改め、同条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

附則

この規程中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

北海道道立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

北海道病院事業管理規程第4号

北海道道立病院局組織規程の一部を改正する規程

北海道道立病院局組織規程（平成29年北海道病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の病院経営課の事項中第13号を第14号とし、同事項中第3号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 医療従事者等の採用試験に関すること。

第4条第1項の病院経営課の事項中第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 病院事業の計画に関すること。

第4条第1項の経営改革課の事項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第4条第2項第1号中「採用試験」を「人材確保」に改める。

第11条第1項、同条同項の企画総務課の事項中第2号、同条同項の地域連携室の事項、同条同項第2号中「地域連携室」を「地域連携センター」に改める。

第11条第2項中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第11条第2項の次に次の1項を加える。

3 地域連携課に在宅支援室を置き、次の事務を分掌させる。

(1) 在宅生活支援に関すること。

(2) 入退院支援に関すること。

別表第2の本庁の項中事項次長（人材確保）の項を削り、事項次長（経営改革）の次に次のように加える。

医療指導参事	道立病院部長を補佐し、専門の技術について総括整理する。
医療参事	上司の命を受け、局の所管に属する専門の技術に関する事務に従事する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

北海道病院事業管理規程第5号

北海道病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

北海道病院事業職員給与規程（平成29年北海道病院事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「次長」の次に「、医療指導参事」を加える。

別表第1のA行政職給料表等級別基準職務表の4級の項中「主査」の次に「、係長又は科長」を加え、同表中

5級	1 本庁の主幹の職務 2 病院の課長又は主幹の職務 3 特に困難な業務を処理する主査又は係長の職務	を
----	---------------------------------------------------------	---

5級	1 特に困難な業務を処理する主査の職務 2 本庁の副主幹の職務 3 病院（子ども総合医療・療育センターを除く）の課長、主幹又は地域連携室副室長の職務 4 向陽ヶ丘病院認知症疾患センター副センター長の職務	に改め、
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------

同表中

6級	1 病院の事務長の職務 2 困難な業務を処理する本庁の主幹の職務 3 困難な業務を処理する病院の課長又は主幹の職務	を
----	-----------------------------------------------------------------	---

6級	1 本庁の主幹の職務 2 子ども総合医療・療育センター主幹の職務 3 子ども総合医療・療育センター地域連携課長の職務	に改め、
----	------------------------------------------------------------------	------

同表中

7級	1 本庁の課長の職務 2 困難な業務を処理する病院の事務長又は特に困難な業務を処理する病院の課長の職務	を
----	--------------------------------------------------------	---

7級	1 本庁の課長又は参事の職務 2 子ども総合医療・療育センター企画総務課長の職務 3 病院（子ども総合医療・療育センターを除く）の事務長の職務	に改め、
----	-------------------------------------------------------------------------------	------

同表中

8級	1 本庁の次長又は困難な業務を処理する本庁の課長の職務 2 特に困難な業務を処理する病院の事務長又は極めて困難な業務を処理する病院の課長の職務	を
----	----------------------------------------------------------------------------	---

8級	1 本庁の次長又は特に困難な業務を処理する本庁の課長の職務 2 子ども総合医療・療育センター事務長の職務	に改め、
----	---------------------------------------------------------	------

同表中

9級	1 道立病院部長又は困難な業務を処理する本庁の次長の職務 2 極めて困難な業務を処理する病院の事務長の職務	を
----	----------------------------------------------------------	---

9級	道立病院部長又は特に困難な業務を処理する本庁の次長の職務	に改める。
----	------------------------------	-------

別表第1のイ医療職給料表(1)等級別基準職務表中

2級	1 医長の職務 2 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	を
----	----------------------------------------	---

2級	相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	に改め、
----	---------------------------	------

同表中

3級	1 副院長の職務 2 本庁の主幹の職務 3 困難な業務を処理する医長の職務	を
----	---------------------------------------------	---

3級	1 本庁の主幹の職務 2 病院（子ども総合医療・療育センターを除く）の副院長の職務 3 子ども総合医療・療育センターの部長、総合発達支援センター長、特定機能周産期母子医療センター長、循環器病センター長又は在宅支援室長の職務	に改め、
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------

	4 医長又は主任技師の職務
--	---------------

同表中

4 級	1 病院の長の職務 2 本庁の次長の職務
-----	-------------------------

を

4 級	1 医療指導参事、医療参事又は人材確保対策室長の職務 2 子ども総合医療・療育センター長の職務 3 病院長の職務 4 子ども総合医療・療育センターの副センター長、地域連携センター長又は医療安全推進室長の職務
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

に改める。

別表第1のウ医療職給料表(2)等級別基準職務表中

1 級	1 診療放射線技師の職務 2 臨床検査技師又は衛生検査技師の職務 3 栄養士の職務 4 理学療法士又は作業療法士の職務 5 歯科衛生士又は歯科技工士の職務
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------

を

1 級	1 診療放射線技師又は臨床検査技師の職務 2 臨床工学技士又は管理栄養士の職務 3 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は視能訓練士の職務
-----	-----------------------------------------------------------------------------

に改め、

同表中

2 級	1 薬剤師の職務 2 特に困難な業務を行う診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士又は歯科技工士の職務
-----	-------------------------------------------------------------------------------

を

2 級	1 薬剤師の職務 2 特に困難な業務を行う診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は視能訓練士の職務
-----	---------------------------------------------------------------------------------

に改め、

同表中

3 級	専門員の職務
-----	--------

を

3 級	専門員、理療専門員又は医療検査専門員（以下この表において「専門員等」という。）の職務
-----	--------------------------------------------

に改め、

同表中

5 級	1 薬局長の職務 2 主査、係長又は科長の職務 3 指導専門員の職務
-----	------------------------------------------

を

5 級	1 主査、係長又は科長の職務 2 子ども総合医療・療育センターリハビリテーション課長の職務 3 指導専門員、指導理療専門員又は指導医療検査専門員の職務
-----	-----------------------------------------------------------------------------------

に改め、

同表中

6 級	1 本庁の主幹の職務 2 特に困難な業務を処理する薬局長の職務 3 特に困難な業務を処理する主査又は係長の職務
-----	---------------------------------------------------------------

を

6 級	1 本庁の主幹又は技術主幹の職務 2 子ども総合医療・療育センターの薬局部長の職務 3 薬局長の職務 4 病院の地域連携室副室長の職務 5 向陽ヶ丘病院認知症患者センター副センター長の職務
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

に改める。

別表第1のエ医療職給料表(3)等級別基準職務表中

4 級	1 主査、係長又は科長の職務 2 特に困難な業務を処理する主任看護師等の職務
-----	-------------------------------------------

を

4 級	特に困難な業務を処理する主任看護師等の職務
-----	-----------------------

に改め、

同表中

5級	1 看護師長の職務 2 本庁の主幹の職務 3 特に困難な業務を処理する主査、係長又は科長の職務 4 指導主任看護師、指導主任保健師、指導主任助産師又は指導主任准看護師の職務
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------

を

5級	1 看護師長の職務 2 主査、係長又は科長の職務 3 本庁の副主査の職務 4 副看護師長の職務 5 指導主任看護師、指導主任保健師、指導主任助産師又は指導主任准看護師の職務
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------

に改め、

同表中

6級	1 看護部長の職務 2 困難な業務を処理する本庁の主幹の職務 3 特に困難な業務を処理する看護師長の職務
----	------------------------------------------------------------

を

6級	1 本庁の主幹又は看護主幹の職務 2 病院の副院長の職務 3 子ども総合医療・療育センターの主幹又は副看護部長の職務 4 病院（子ども総合医療・療育センターを除く）の副総看護師長又は地域連携室副室長の職務 5 向陽ヶ丘病院認知症患者センター副センター長の職務
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

に改め、

同表中

7級	困難な業務を処理する看護部長の職務
----	-------------------

を

7級	子ども総合医療・療育センター看護部長の職務
----	-----------------------

に改める。

別表第3本庁の項中

課長	」を
----	----

課長 室長 医療参事	」に改め、
------------------	-------

医療指導参事

同表本庁の項中

」3種（管理者が別に定める場合にあつては、5種）を

」3種に改め、

同表子ども総合医療・療育センターの項中

」2種を

」2種（管理者が別に定める場合にあつては、3種）に改める。

**附 則**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**道 立 病 院 局 告 示**

**北海道道立病院局告示第13号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項の規定により指定した北海道病院事業の業務に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の名称及び位置並びにその店舗において取り扱わせる事務の範囲は、次のとおりとし、平成31年4月1日から施行する。

なお、これに伴い、昭和62年北海道告示第1446号（北海道病院事業の業務に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の名称及び位置並びにその店舗において取り扱わせる事務の範囲）は、廃止する。

平成31年3月29日

北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛

1 出納取扱金融機関

名称	位置	取扱店舗	事務の範囲
株式会社北洋銀行	札幌市	道庁支店	収納及び本庁の支払
		江差支店	収納及び道立江差病院の支払
		網走支店	収納及び道立向陽ヶ丘病院の支払
		星置支店	収納及び道立子ども総合医療・療育センターの支払
		本店及び上記	収納

株式会社北海道銀行	同	以外の国内に 所在する店舗 羽幌支店	収納及び道立羽幌病院の支払 収納
帯広信用金庫	帯広市	以外の国内に 所在する店舗 音更支店	収納及び道立緑ヶ丘病院の支払 収納

2 収納取扱金融機関

名称	位置	取扱店舗	事務の範囲
株式会社ゆうちょ銀行	東京都	道内に所在する店舗	収納
北海道信用金庫	札幌市	同	同
渡島信用金庫	茅部郡森町	同	同
道南うみ街信用金庫	檜山郡江差町	同	同
空知信用金庫	岩見沢市	同	同
北門信用金庫	滝川市	同	同
北空知信用金庫	深川市	同	同
旭川信用金庫	旭川市	同	同
北星信用金庫	名寄市	同	同
留萌信用金庫	留萌市	同	同
稚内信用金庫	稚内市	同	同
網走信用金庫	網走市	同	同
北見信用金庫	北見市	同	同
遠軽信用金庫	紋別郡遠軽町	同	同
室蘭信用金庫	室蘭市	同	同
伊達信用金庫	伊達市	同	同
苫小牧信用金庫	苫小牧市	同	同
日高信用金庫	浦河郡浦河町	同	同
釧路信用金庫	釧路市	同	同
大地みらい信用金庫	根室市	同	同

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第40号

北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成31年3月29日

北海道公安委員会委員長 宇都宮 輝 夫

北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程  
北海道公安委員会公印規程（昭和54年北海道公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道公安委員会印の項2の事項中「まつ消」を「抹消」に改め、同項14の事項中「駐車監視員資格者証」の次に「及び滞納処分執行者証票」を加え、同部北海道公安委員会小印の項を次のように改める。

北海道公安委員会小印	北海道公安委員会	楷 書	縦 6 横 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 質屋許可証、古物商許可証、古物市場主許可証の異動事項欄の押印</li> <li>2 講習修了証明書、技能講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書、技能検定合格証明書、人命救助等に従事する者届出済証明書、銃砲刀剣類に係る使用人届出済証明書、猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、刀剣類所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証及び年少射撃資格認定証の記載事項変更欄及び記載事項の書換え部分の抹消の押印</li> <li>3 猟銃・空気銃所持許可証の射撃指導員指定解除及び返納に伴う抹消の押印</li> <li>4 風俗営業管理者証及び特定遊興飲食店営業管理者証の備考欄の押印</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許証及び運転経歴証明書の備考欄の押印</li> <li>2 緊急自動車届出確認書、道路維持作業用自動車届出確認書、緊急自動車指定書及び道路維持作業用自動車指定書の変更欄の押印</li> <li>3 運転免許拒否処分通知書、</li> </ul>

道 公 委

楷 書

縦 横  
4 10

運転免許保留処分通知書、運転免許取消処分通知書、運転免許停止処分通知書、運転免許取消処分書、運転免許停止処分書、運転禁止処分票、自動車等の運転禁止処分書、運転免許保留期間短縮通知書、運転免許停止期間短縮通知書、自動車等の運転禁止期間短縮通知書、弁明通知書、運転免許の効力停止処分解除通知書、診断書提出命令書、聴聞通知書、意見の聴取通知書及び国際運転免許証等受領書の記載事項訂正部分の抹消の押印

### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 道 警 察 本 部 告 示

### 北海道警察本部告示第152号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成31年3月29日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量  
オンラインネットワーク用端末装置（3,000台）の賃貸借 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成32年3月21日から平成38年3月20日まで  
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速な保守体制が整備されていること。
- (5) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成31年3月29日（金）から同年5月14日（火）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）及び天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

#### 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
- (2) 入 札 日 時 平成31年5月28日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月27日（月）午後5時までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。  
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。  
なお、北海道警察本部のホームページ (<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>) においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他  
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（1月当たりの単価）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（1月当たりの単価）を入札書に記載すること。  
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (2) 契約に関する事務を担当する組織  
ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課  
イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目  
ウ 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2239

- 11 Summary  
A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer for Online Network 3,000 1 set  
B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., May 28, 2019  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 27, 2019)  
C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan  
Phone : 011-251-0110 Extension 2239

## 北海道警察本部告示第153号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成31年3月29日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量  
セキュリティ対策システムの賃貸借 一式  
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。  
(3) 契 約 期 間 平成32年3月21日から平成38年3月20日まで  
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。  
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。  
(1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。  
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。  
(4) 当該調達物品に関し、迅速な保守体制が整備されていること。  
(5) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申 請 の 時 期 平成31年3月29日（金）から同年5月14日（火）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）及び天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目  
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場  
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)

(2) 入札日時 平成31年5月28日(火)午後1時45分(送付による場合は、  
同月27日(月)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道警察本部のホームページ (<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>) においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(1月当たりの単価)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(1月当たりの単価)を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

ウ 電話番号 011-251-0110 内線 2239

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Security Guard System 1 set

B Bid tendering date and time : 1 : 45 P.M., May 28, 2019

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 27, 2019)

C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan

Phone : 011-251-0110 Extension 2239

北海道警察本部告示第154号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成31年3月29日

北海道警察本部長 山岸直人

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

警察本部庁舎で使用する電力

(1) 基本料金(契約電力1kW当たりの単価) 1,500 kW

(2) 電力量料金(使用電力量1kWh当たりの単価) 7,093,722 kWh

2 落札を決定した日

平成31年2月21日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 北海道電力株式会社

(2) 住所 札幌市中央区大通東1丁目2番地

4 落札金額

(1) 基本料金 654.66円

(2) 電力量料金 16.30円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成31年1月11日付け北海道警察本部告示第4号  
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名称 北海道警察本部総務部施設課  
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

**北海道警察本部告示第155号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
平成31年3月29日  
北海道警察本部長 山岸直人

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量  
(1) 自動車ガソリン J I S 1号 147,000リットル  
(2) 自動車ガソリン J I S 2号 777,000リットル  
(3) 軽油 J I S 特1号、1号、2号、3号及び特3号 99,000リットル  
(4) ガソリンエンジン用オイル SM級以上マルチグレードタイプ 3,600リットル  
(5) ディーゼルエンジン用オイル CF級以上マルチグレードタイプ 1,100リットル

2 落札を決定した日  
平成31年3月15日

3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名 北海道エネルギー株式会社  
(2) 住所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

4 落札金額  
(1) 155円  
(2) 143円  
(3) 126円  
(4) 1,300円  
(5) 1,100円

5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

6 一般競争入札の公告  
平成31年2月1日付け北海道警察本部告示第30号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課  
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

**北海道警察本部告示第156号**

平成31年3月29日（金曜日）

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
平成31年3月29日  
北海道警察本部長 山岸直人

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量  
航空タービン燃料油 J I S 1号 120,000リットル

2 落札を決定した日  
平成31年3月15日

3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名 熱原帯広株式会社  
(2) 住所 帯広市東5条南6丁目15番地

4 落札金額  
85.6円

5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

6 一般競争入札の公告  
平成31年2月1日付け北海道警察本部告示第32号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課  
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

**道方面公安委員会告示**

**北海道函館方面公安委員会告示第16号**

北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成31年3月29日  
北海道函館方面公安委員会委員長 橋本友幸

北海道函館方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程  
北海道函館方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道函館方面公安委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道函館方面公安委員会印の項4の事項中「駐車監視員資格者証」の次に「及び滞納処分執行者証票」を加え、同項2の事項中「まつ消」を「抹消」に改め、同部北海道函館方面公安委員会小印の項を次のように改める。

				1 質屋許可証、古物商許可証及び古物市場主許可証の異動事項欄の押印
--	--	--	--	-----------------------------------

北海道  
函館方面  
公安委員会  
小印

北海道函館方面  
公安委員会

楷書

縦 6  
横 18

- 2 講習修了証明書、技能講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書、技能検定合格証明書、人命救助等に従事する者届出済証明書、銃砲刀剣類に係る使用人届出済証明書、猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、刀剣類所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証及び年少射撃資格認定証の記載事項変更欄及び記載事項の書換え部分の抹消の押印
- 3 猟銃・空気銃所持許可証の射撃指導員指定解除及び返納に伴う抹消の押印
- 4 風俗営業管理者証及び特定遊興飲食店営業管理者証の備考欄の押印

別表専用公印の部函公委小印の項を次のように改める。

函公委  
小印

函公委

楷書

縦 4  
横 10

- 1 運転免許証及び運転経歴証明書の備考欄の押印
- 2 緊急自動車届出確認書、道路維持作業用自動車届出確認書、緊急自動車指定書及び道路維持作業用自動車指定書の変更欄の押印
- 3 運転免許拒否処分通知書、運転免許保留処分通知書、運転免許取消処分通知書、運転免許停止処分通知書、運転免許取消処分書、運転免許停止処分書、運転禁止処分票、自動車等の運転禁止処分書、運転免許保留期間短縮通知書、運転免許停止期間短縮通知書、自動車等の運転禁止期間短縮通知書、弁明通知書、運転免許の効力停止処分解除通知書、診断書提出命令書、聴聞通知書、意見の聴取通知書及び国際運転免許証等受領書

の記載事項訂正部分の抹消の  
押印

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

北海道旭川方面公安委員会告示第18号

北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

北海道旭川方面公安委員会委員長 増田 雅 俊

北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道旭川方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道旭川方面公安委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道旭川方面公安委員会印の項4の事項中「駐車監視員資格者証」の次に「及び滞納処分執行者証票」を加え、同項2の事項中「まつ消」を「抹消」に改め、同部北海道旭川方面公安委員会小印の項を次のように改める。

北海道  
旭川方面  
公安委員会  
小印

北海道旭川方面  
公安委員会

楷書

縦 6  
横 18

- 1 質屋許可証、古物商許可証及び古物市場主許可証の異動事項欄の押印
- 2 講習修了証明書、技能講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書、技能検定合格証明書、人命救助等に従事する者届出済証明書、銃砲刀剣類に係る使用人届出済証明書、猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、刀剣類所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証及び年少射撃資格認定証の記載事項変更欄及び記載事項の書換え部分の抹消の押印
- 3 猟銃・空気銃所持許可証の射撃指導員指定解除及び返納に伴う抹消の押印
- 4 風俗営業管理者証及び特定遊興飲食店営業管理者証の備考欄の押印

別表専用公印の部旭公委小印の項を次のように改める。

旭公委 小印	旭公委	楷書	縦 4 横 10	1 運転免許証及び運転経歴証明書備考欄の押印 2 緊急自動車届出確認書、道路維持作業用自動車届出確認書、緊急自動車指定書及び道路維持作業用自動車指定書の変更欄の押印 3 運転免許拒否処分通知書、運転免許保留処分通知書、運転免許取消処分通知書、運転免許取消処分書、運転免許停止処分書、運転禁止処分票、自動車等の運転禁止処分書、運転免許保留期間短縮通知書、運転免許停止期間短縮通知書、自動車等の運転禁止期間短縮通知書、弁明通知書、運転免許の効力停止処分解除通知書、診断書提出命令書、聴聞通知書、意見の聴取通知書及び国際運転免許証等受領書の記載事項訂正部分の抹消の押印
-----------	-----	----	-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**附 則**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**北海道釧路方面公安委員会告示第30号**

北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

北海道釧路方面公安委員会委員長 細川 吉博

北海道釧路方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道釧路方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道釧路方面公安委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

別表中「まつ消」を「抹消」に改める。

別表専用公印の部北海道釧路方面公安委員会印の項中

4 駐車監視員資格者証の押印
----------------

を

4 駐車監視員資格者証の押印
5 滞納処分執行者証票の押印

に改め、同部北海道釧路方面公安委員会小印の項を次のように改める。

北海道釧路方面公安委員会 小印	北海道釧路方面公安委員会	楷書	縦 6 横 18	1 質屋許可証、古物商許可証及び古物市場主許可証の異動事項欄の押印 2 講習修了証明書、技能講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書、技能検定合格証明書、人命救助等に従事する者届出済証明書、銃砲刀剣類に係る使用人届出済証明書、猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、刀剣類所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証及び年少射撃資格認定証の記載事項変更欄及び記載事項の書換え部分の抹消の押印 3 猟銃・空気銃所持許可証の射撃指導員指定解除及び返納に伴う抹消の押印 4 風俗営業管理者証及び特定遊興飲食店営業管理者証の備考欄の押印
--------------------	--------------	----	-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表専用公印の部釧路公委小印の項を次のように改める。

釧路公委小印	釧路公委	楷書	縦 4 横 10	1 運転免許証及び運転経歴証明書備考欄の押印 2 緊急自動車届出確認書、道路維持作業用自動車届出確認書、緊急自動車指定書及び道路維持作業用自動車指定書の変更欄の押印 3 運転免許拒否処分通知
--------	------	----	-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

書、運転免許保留処分通知書、運転免許取消処分通知書、運転免許停止処分通知書、運転免許取消処分書、運転免許停止処分書、運転禁止処分票、自動車等の運転禁止処分書、運転免許保留期間短縮通知書、運転免許停止期間短縮通知書、自動車等の運転禁止期間短縮通知書、弁明通知書、運転免許の効力停止処分解除通知書、診断書提出命令書、聴聞通知書、意見の聴取通知書及び国際運転免許証等受領書の記載事項訂正部分の抹消の押印

**附 則**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**北海道北見方面公安委員会告示第9号**

北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

北海道北見方面公安委員会委員長 小 山 志 郎

北海道北見方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道北見方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道北見方面公安委員会告示第18号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道北見方面公安委員会印の項2の事項中「まっ消」を「抹消」に改め、同部北海道北見方面公安委員会小印の項を次のように改める。

北海道北見方面公安委員会小印	北海道北見方面公安委員会	楷 書	縦 6 横 18	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 質屋許可証、古物商許可証及び古物市場主許可証の異動事項欄の押印</li> <li>2 講習修了証明書、技能講習修了証明書、年少射撃資格講習修了証明書、技能検定合格証明書、人命救助等に従事する者届出済証明書、銃砲刀剣類に係る使用</li> </ol>
----------------	--------------	-----	-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

人届出済証明書、猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証、刀剣類所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証及び年少射撃資格認定証の記載事項変更欄及び記載事項の書換え部分の抹消の押印

3 猟銃・空気銃所持許可証の射撃指導員指定解除及び返納に伴う抹消の押印

4 風俗営業管理者証及び特定遊興飲食店営業管理者証の備考欄の押印

別表専用公印の部北公委小印の項を次のように改める。

北公委小印	北 公 委	楷 書	縦 4 横 10	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許証の備考欄の押印</li> <li>2 運転経歴証明書の備考欄の押印</li> <li>3 緊急自動車届出確認書、道路維持作業用自動車届出確認書、緊急自動車指定書及び道路維持作業用自動車指定書の変更欄の押印</li> <li>4 運転免許拒否処分通知書、運転免許保留処分通知書、運転免許取消処分通知書、運転免許停止処分通知書、運転免許取消処分書、運転免許停止処分書、運転禁止処分票、自動車等の運転禁止処分書、運転免許保留期間短縮通知書、運転免許停止期間短縮通知書、自動車等の運転禁止期間短縮通知書、弁明通知書、運転免許の効力停止処分解除通</li> </ol>
-------	-------	-----	-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

				知書、診断書提出命令書、 聴聞通知書、意見の聴取通 知書及び国際運転免許証等 受領書の記載事項訂正部分 の抹消の押印
--	--	--	--	------------------------------------------------------------------------

**附 則**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

---